

答申第16号

答 申

「死体見分報告書にある情報（請求者の死亡した子どもの情報）」部分開示決定
案件

第1 審査会の結論

平成25年5月23日付けで愛媛県警察本部長（以下「実施機関」という。）
が行った部分開示決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 個人情報開示請求

審査請求人は、平成25年4月2日、愛媛県個人情報保護条例（平成13
年愛媛県条例第41号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づ
き、実施機関に対し、「子どもが〇〇した件について作成した死体見分報告
書」に記録されている請求者の死亡した子どもの情報について開示請求（以
下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件開示請求に対する決定

実施機関は本件開示請求に対応する公文書として対象文書である死体
見分報告書（以下「本件公文書」という。）を開示請求に係る文書として
特定し、平成25年5月23日、本件開示請求について条例第17条第2項
第1号、第2号及び第5号の規定に該当するとし、部分開示決定（以下「本
件処分」という。）を行った。

3 非開示とした理由

条例第17条第2項第1号、第2号及び第5号に該当

- (1) 警部補以下の職員の職務遂行に係る情報であり、当該個人の氏名及び
印影を開示すれば、当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがある。
- (2) 捜査に関する情報であり、開示することにより、以後の捜査に支障を
生じるおそれがある。
- (3) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるるととも
に、捜査に関する情報であり、開示することにより、以後の捜査に支障
を生じるおそれがある。

- (4) 開示請求者以外の者の個人情報であり、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、捜査に関する情報であり、開示することにより、以後の捜査に支障を生じるおそれがある。

4 審査請求

審査請求人は、「非開示部分の一部開示を求める」として、平成 25 年 9 月 5 日、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 5 条の規定に基づき、愛媛県公安委員会に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

〇〇警察署から、子どもの死に関して、〇〇の可能性が高いと聞いたが、不自然な点が多々見受けられたため、愛媛県警察本部に再捜査を依頼した。捜査結果は「わからない」とのことであったため、死体見分報告書について個人情報の開示請求をしたところ、〇〇のような記述ばかりが開示され、重要な点は非開示にされていた。死体見分報告書の 5/17 から 11/17 までの非開示部分は、子ども本人の情報が記載されていると遺族は認識している。

非開示理由として条例第 17 条第 2 項第 1 号及び第 5 号に該当するとしているが、5/17 から 11/17 までの非開示部分は、子ども本人の情報であり、第三者の情報や、捜査に関する情報には該当しないものと思われるため、開示を求める。

なお、その他の非開示部分について、異議はない。

第 4 実施機関の説明の要旨

実施機関が理由説明書で主張する非開示とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書は、死亡種別、死亡原因、認定理由、死者の身上関係、発見状況、認知状況、見分状況、死体の状況、捜査状況、協力者等からの供述状況等を記録した文書であり、開示請求者以外の個人に関する情報、犯罪の予防又は捜査に支障を及ぼすおそれがある情報等を記録した文書である。

2 本件公文書を部分開示した理由について

本件公文書の開示をしない部分及び開示をしない理由

- (1) 決裁欄の警部補（同相当職を含む。）以下の警察官の印影並びに見分官及び補助者の警部補（同相当職を含む。）以下の警察官の氏名
公安委員会規則で定める警部補以下の階級にある警察官の氏名に係る情報であり、条例第 17 条第 2 項第 1 号に該当する。
- (2) 認定理由、見分状況、総合所見及び各部位の所見の欄並びに捜査状況内容（10/17 から 12/17 まで）及び図面（13/17 及び 15/17 から 16/17 まで）の非開示部分
検視の目的は、自他殺の判断とその死因を究明することで、死体が犯罪に起因すると認められた場合は、すみやかに捜査を行って、事案の真相を明らかにし、犯人に対して刑罰法令を公正に適用して、目的を達成しようとするものであり、認知時に事件性がないと判断される事案であっても犯罪性の有無を念頭に置き、様々な捜査手法を駆使して情報を収集しながら真実の究明に努めている。
故に、捜査手法やその対象、関心事項等が記載されており、その内容が開示されれば、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。
したがって、条例第 17 条第 2 項第 5 号に該当する。
- (3) 死者の欄
保険契約等が記載されており、開示することにより、権利利益を害するおそれ、また、捜査手法やその対象、関心事項等が記載されており、その内容が開示されれば、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある
したがって、条例第 17 条第 2 項第 2 号及び第 5 号に該当する。
- (4) 発見者及び認知状況の欄並びに捜査状況の内容（5/17 から 9-1/17 まで）の非開示部分
発見者、通報者、供述者等の開示請求者以外の個人に関する個人情報であり、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがある。
また、捜査手法やその対象、関心事項等が記載されており、その内容が開示されれば、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。
したがって、条例第 17 条第 2 項第 1 号及び第 5 号に該当する。
- (5) 電話受発信用紙の受信者の警部補（同相当職を含む。）以下の氏名及び印影並びに発信者の警部補以下の氏名
公安委員会規則で定める警部補以下の階級にある警察官の氏名に係る

情報であり、条例第 17 条第 2 項第 1 号に該当する。

(6) 電話受発信用紙の鑑定結果の非開示部分

鑑定結果が記載されており、その内容が開示されれば、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第 17 条第 2 項第 5 号に該当する。

第 5 審査会の判断の理由

1 本件公文書について

「第 4 実施機関の説明の要旨 1 本件公文書について」のとおり、本件公文書である死体見分報告書は、死亡種別、死亡原因、認定理由、死者の身上関係、発見状況、認知状況、見分状況、死体の状況、捜査状況、協力者等からの供述状況等を記録した文書であり、開示請求者の死亡した子どもの個人情報、開示請求者以外の個人に関する情報及び犯罪の予防又は捜査に支障を及ぼすおそれがある情報等を記録した文書である。

2 基本的な考え方について

開示をしない部分及び開示をしない理由並びに審査請求人の異議があるとする部分は、別表 1 のとおりである。

審査請求人は、審査請求書において「本件公文書の 5/17 から 11/17 までの非開示部分（別表 1 2 の 2 及び 4 の 2）の開示を求め、その他の非開示部分（別表 1 1、2 の 1、3、4 の 1、5 及び 6）について異議はない。」と記述し、反論書の提出はなかった。よって、審査請求人が異議はないとしたところについては、個人情報開示の可否についての検討をしないこととする。

当審査会では、本件公文書を見分し、審査請求人の異議があったとした部分について、本件審査請求情報が条例第 17 条第 2 項第 1 号及び第 5 号に該当するかどうかの検討を行うこととした。

3 非開示部分の非開示情報該当性等について

(1) 条例第 17 条第 2 項第 1 号の該当性について

条例第 17 条第 2 項第 1 号は、次のとおり規定している。

開示請求者以外の者の個人情報が含まれる個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

本号は、開示請求者以外の個人に関する個人情報を開示することによ

り、当該個人の権利利益を侵害するおそれがある情報は、非開示とすることを定めたものである。

(2) 条例第 17 条第 2 項第 5 号の該当性について

条例第 17 条第 2 項第 5 号は、次のとおり規定している。

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある個人情報

本号は、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることについて相当の理由がある情報については、非開示とすることを定めたものである。

「支障を及ぼすおそれがある」とは、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共安全と秩序を維持するための警察活動等が阻害され、若しくは適正に行われなくなり、又はその可能性がある次のような情報をいう。

- (1) 犯罪の捜査等の事実又は内容に関する情報が含まれる個人情報
- (2) 犯罪の捜査等の手段、技術、体制等に関する情報が含まれる個人情報
- (3) 情報提供者、被疑者、捜査員等関係者に関する情報が含まれる個人情報

「実施機関が認めることにつき相当の理由がある個人情報」と規定しているのは、本号に規定する情報に該当するかどうかの判断に当たっては、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められるため、司法審査の場においては、裁判所は実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断するものであることを明確にしたものである。

(3) 非開示部分（別表 1 2 の 2 及び 4 の 2）の非開示情報該当性について

ア 非開示部分（別表 1 2 の 2）

実施機関は、当審査会に対して、非開示部分（別表 1 2 の 2）は条例第 17 条第 2 項第 5 号に該当し、開示をしない理由を次のとおり説明した。

検視の目的は、自他殺の判断とその死因を究明することで、死体が犯罪に起因すると認められた場合は、すみやかに捜査を行って、事案の真相を明らかにし、犯人に対して刑罰法令を公正に適用して、目的を達成しようとするものであり、認知時に事件性がないと判断される事案であっても犯罪性の有無を念頭に置き、様々な捜査手法を駆使して情報を収集しながら真実の究明に努めている。

非開示部分（別表1-2の2）には、捜査手法やその対象、関心事項等が記載されており、その内容が開示されれば、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

イ 非開示部分（別表1-4の2）

実施機関は、当審査会に対して、非開示部分（別表1-4の2）は条例第17条第2項第1号及び第5号に該当し、開示をしない理由を次のとおり説明した。

発見者、通報者、供述者等の開示請求者以外の個人に関する個人情報であり、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがある。

また、捜査手法やその対象、関心事項等が記載されており、その内容が開示されれば、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

これらの捜査状況の内容は、捜査の初期段階における関係供述者の供述をもとに記載しており、現時点では、捜査は終結していないところである。今後、新たに判明した事情により犯罪に関わる事案となることも想定されるため、非開示決定した捜査状況の内容が開示されることになれば、その情報が外部に出て捜査情報が犯罪に関わる者に伝わった場合には、証拠隠滅等の隠蔽工作やその他の対抗措置、防衛措置が講じられるおそれがある。

(4) 非開示部分（別表1-2の2及び4の2）に係る具体的な判断

ア 非開示部分（別表1-2の2）

当審査会において、非開示部分（別表1-2の2）を直接見分したところ、実施機関の主張のとおり、捜査状況の内容（10/17・11/17）には、捜査手法やその対象、関心事項のわかる部分が記載されており、将来の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれのあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるものと認められることから、条例第17条第2

項第5号に該当する。

イ 非開示部分（別表1 4の2）

当審査会において、非開示部分（別表1 4の2）を直接見分したところ、捜査状況の内容（5/17 から 9-1/17 まで）の非開示部分は、審査請求人の死亡した子ども以外の者の個人に係る情報が含まれており、その内容が開示されれば、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、非開示部分（別表1 4の2）は、条例第17条第2項第1号に該当する。

また、非開示部分（別表1 4の2）には、実施機関の主張のとおり、捜査手法やその対象、関心事項等のわかる部分が記載されており、将来の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるものと認められることから、条例第17条第2項第5号に該当する。

4 本件処分の妥当性について

本件開示請求について、条例第17条第2項第1号及び第5号に該当するものとして部分開示とした本件処分は、以上のとおり妥当と認められることから、結論のとおり判断した。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

個人情報開示決定通知書(部分開示)

審査請求人が「異議がある」とする部分

文書の名称		開示をしない部分	開示をしない理由	非開示理由の号	異議がある部分
死体見分報告書	1	決裁欄の警部補（同相当職を含む。）以下の印影並びに見分官及び補助者の警部補（同相当職を含む。）以下の氏名	愛媛県個人情報保護条例第17条第2項第1号に該当 警部補以下の職員の職務遂行に係る情報であり、当該個人の氏名及び印影を開示すれば、当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがある。	1号	—
	201	認定期由、見分状況、総合所見及び各部位の所見の欄並びに捜査状況の内容（12/17）及び図面（13/17及び15/17から16/17まで）の非公開部分	愛媛県個人情報保護条例第17条第2項第5号に該当 捜査に関する情報であり、開示することにより、以後の捜査に支障を生じるおそれがある。	5号	—
	202	捜査状況の内容（10/17・11/17）の非公開部分	愛媛県個人情報保護条例第17条第2項第5号に該当 捜査に関する情報であり、開示することにより、以後の捜査に支障を生じるおそれがある。	5号	○
	3	死者の欄	愛媛県個人情報保護条例第17条第2項第2号及び同第5号に該当 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるとともに、捜査に関する情報であり、開示することにより、以後の捜査に支障を生じるおそれがある。	2号 5号	—
	401	発見者及び認知状況の欄	愛媛県個人情報保護条例第17条第2項第1号及び同第5号に該当 開示請求者以外の者の個人情報であり、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、捜査に関する情報であり、開示することにより、以後の捜査に支障を生じるおそれがある。	1号 5号	—
	402	捜査状況の内容（5/17から9-1/17まで）の非公開部分	愛媛県個人情報保護条例第17条第2項第1号及び同第5号に該当 開示請求者以外の者の個人情報であり、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、捜査に関する情報であり、開示することにより、以後の捜査に支障を生じるおそれがある。	1号 5号	○
	5	電話受発信用紙の受信者の警部補（同相当職を含む。）以下の氏名及び印影並びに発信者の警部補（同相当職を含む。）以下の氏名	愛媛県個人情報保護条例第17条第2項第1号に該当 警部補以下の職員の職務遂行に係る情報であり、当該個人の氏名及び印影を開示すれば、当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがある。	1号	—
	6	電話受発信用紙の鑑定結果の非公開部分	愛媛県個人情報保護条例第17条第2項第5号に該当 捜査に関する情報であり、開示することにより、以後の捜査に支障を生じるおそれがある。	5号	—

別表 2

審査会の審議の経過

年 月 日	処理内容
平成 25 年 9 月 25 日	諮問
同年 9 月 30 日	警察本部長に理由説明書の提出を依頼
同年 10 月 29 日	警察本部長から理由説明書を受理
同年 11 月 1 日	審査請求人に理由説明書を送付、反論書の提出を依頼
同年 12 月 12 日	審査請求人から反論書は提出しないことを確認
平成 26 年 1 月 22 日	審査会（第 1 回審議）
同年 2 月 19 日	審査会（第 2 回審議）
同年 3 月 24 日	審査会（第 3 回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	